

令和 5 年度 農業委員会及び農協の女性登用の促進に 関する状況

令和 6 年 3 月 31 日時点の各農業委員会及び農協の女性登用の促進に関する状況（目標・計画設定状況、役員数、女性割合）について取りまとめを行ったところ、結果の概要は以下のとおり。括弧内は前年比。

1. 都道府県における女性登用に関する目標・計画設定状況

都道府県における農業委員会の女性登用に関する目標及び計画は 47 都道府県が設定（いずれも前年同）。また、農協の女性登用に関する目標は 42 都道府県、計画は 35 都道府県が設定しており、目標を設定していない県数は 5（△3）、計画を設定していない道県数は 12（△2）。

2. 農業委員に占める女性の割合等

全農業委員（※1）数 23,051 人に占める、全国の女性農業委員数は 3,247 人で、割合は 14.1%（+1.6%）となっている。また、女性登用に関する目標は 1,684 市町村、計画は 1,673 市町村が設定しており、目標を設定していない市町村数は 12（△17）、計画を設定していない市町村数は 23（△13）。

※1 本調査では、農地利用最適化推進委員を含まない。

3. 農協役員に占める女性の割合等

全農協役員（※2）13,886 人に占める、全国の女性農協役員数は 1,479 人で、割合は 10.7%（+0.9%）、全国の女性参与数（※3）は 54 人となっている。また、女性登用に関する目標は 470 農協、計画は 423 農協が設定しており、目標を設定していない農協数は 59（△18）、計画を設定していない農協数は 106（△32）。

※2 「農協役員数」とは、「理事」、「経営管理委員」、「監事」の合計値をいう。

※3 「参与」とは、各農協の内規等に基づき設置される者であり、理事会に出席し、事業運営及び業務執行等に関し、意見を述べることができるが、採決には加わらない者をいう。

添付資料

1. 都道府県における農業委員会の女性登用に関する目標及び計画の設定状況
2. 農業委員に占める女性の割合、農業委員会における女性登用に関する目標及び計画の設定状況（都道府県別）
3. 農業委員会別の農業委員に占める女性の割合等
4. 都道府県における農協の女性登用に関する目標及び計画の設定状況
5. 農協役員に占める女性の割合、農協における女性登用に関する目標及び計画の設定状況（都道府県別）
6. 農協別の農協役員に占める女性の割合

(参考 1) 第 5 次男女共同参画基本計画 (令和 2 年 12 月閣議決定) における成果目標

項目	成果目標 (期限)
農業委員に占める女性の割合	
女性委員が登用されていない組織数	0 (令和 7 年度)
農業委員に占める女性の割合	20% (早期)、 更に 30%を目指す (令和 7 年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	
女性役員が登用されていない組織数	0 (令和 7 年度)
役員に占める女性の割合	10% (早期)、 更に 15%を目指す (令和 7 年度)

(参考 2) 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024 (女性版骨太の方針 2024)」 (令和 6 年 6 月 11 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定) (抜粋)

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

(4) 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

⑦ 農業委員や農業協同組合役員等における女性割合の向上

ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進

農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進することとし、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。特に、農業委員会及び農業協同組合について、女性登用の目標及び取組計画の策定状況、女性の登用実績について引き続き公表するとともに、いまだ目標設定等がされていない農業委員会及び農業協同組合に対し、これらを速やかに定めるよう働きかけるなど、更に取組を強化していく。 (中略)

これらの組織の意思決定層に対する女性登用の意識啓発を図るとともに、女性が変わる未来の農業推進事業において女性登用促進に取り組む地方公共団体に対し優先配分する等により、女性活躍の機運をさらに醸成する。